



8月7日、東地申第2号を提出！

年休・休日の翌日における前泊を余儀なくされる勤務操配に対し、
具体的な指示および社員に配慮した勤務指定を求める申し入れ



大崎運輸区分会組合員へのアンケートでは、

明けや休日での
前泊が家庭
に負担をかけている

100%

前泊が無償なのは
おかしい

95%

早急に解決することが求められている。

渋谷統括センター「大崎乗務ユニット」では2025年3月のダイヤ改正以降、単発日勤(行路)は1つとなり「早日勤(行路)」は全て5時台の出勤時刻となりました。その結果、勤務指定において「非番」や「日勤」「休日」の翌日に再び早日勤が指定され「前泊せざるを得ない」勤務操配が常態化しています。

組合員のAさんは事前に説明もなく、年休の翌日に5時17分出勤が勤務指定されたため、前泊が必要なことから、管理者に相談するも曖昧な返答に終始し、具体的な指示はありませんでした。

当日は、予め伝えていた「所定の通勤経路で最も早い電車」で出勤し、出勤時刻より87分遅れて到着しました。この件に関して会社から注意指導や処分はありませんでしたが、翌月の賃金から無通告で3,777円(87分)が減額されました。

年休取得日に出勤させた場合、年休では扱えず「改めて別日に取得」や「出勤分の賃金を支払う」のが法律上の原則です。しかし大崎乗務ユニットでは、社員自らの意思で前泊に来ることが半ば強制されています。

今回の事態は組合員のAさんが事前に管理者へ相談し、就労の意思を示していたにもかかわらず、管理者が具体的な指示を行わなかったことが原因です。やむを得ず、このような勤務指定を行う場合は、本人へ事前説明を行い、通勤経路・手段について明確な指示が不可欠です。

地本は、社員の生活設計を無視した過度な拘束と負担を改め、不規則かつ特殊な労働を行う社員に対して、人間が尊重される健全な職場を実現するため、首都圏本部に下記の通り申し入れを行い、真摯な回答と速やかな団体交渉の開催を要請しました。

1. 組合員Aが2024年11月1日に勤務の一部を欠いたことを理由として減給した賃金について、追給すること。
2. 勤務指定においては社員の生活設計に十分な配慮を行うこと。また当日自宅からの出勤が間に合わない場合においては、適切な対応と明確な指示を行うこと。
3. 次期ダイヤ改正においては渋谷統括センター大崎乗務ユニットの泊行路を増とし、居流し行路を撤廃、自宅から出勤可能な単発日勤行路を複数設定すること。